

船体防汚システム規則における改正点の解説 (AFS 関連の提出書類)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている船体防汚システム規則中、AFS 関連の提出書類に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2025 年 6 月 20 日から施行されている。

2. 改正の背景

船体防汚システム規則では、船体防汚システムの登録検査及び定期的検査のために要求される参考用提出書類の一部として、「船主又は造船所の防汚システム発注書」、「塗料メーカーが発行した防汚システム納品書」が列挙されていた。

調査の結果、上記 2 点のいずれかの書類があれば当該検査に必要な情報が得られることを確認できた。

このため、上記調査結果に基づき関連規定を改めた。

3. 改正の内容

船体防汚システム規則 2.2.2-1.並びに 2.3.2-1.及び-3.において、登録検査及び定期的検査時に「船主もしくは造船所の防汚システム発注書」又は「塗料メーカーが発行した防汚システム納品書」のいずれかの提出が必要である旨に改めた。